

2022年1月4日  
株式会社京葉銀行

## NISA 口座のみなし廃止措置について

昨年、当行ホームページでご案内させていただきました通り（※1）、令和3年度税制改正により、2017年以前に当行でNISA口座を開設された方で、以下の要件に該当されるお客さまは、2022年1月1日（土）をもって、一律に非課税口座廃止届出書を提出されたものとみなしてNISA口座を廃止（みなし廃止）させていただきましたので、ご案内いたします。

（※1）日本証券業協会

[【マイナンバーを未提出の状態一般NISA口座を開設しているお客さまへ】](#)

<みなし廃止の対象口座>

以下の3点の要件をすべて満たすNISA口座

- ① 当行でNISA口座開設済みで、2017年分のNISA枠が設定されている
- ② 当行で2018年以降のNISA枠を設定したことがない
- ③ 2021年12月31日時点において当行でNISA枠の新規申請中ではない

みなし廃止の時点でNISA口座に保有されていた投資信託の残高につきましては、非課税保有期間（5年間）の満了に伴い、自動的に特定口座（特定口座を保有されていない場合は、一般口座）に移管しておりますので、当行からお送りしました「非課税口座内保管上場株式等払出通知書」をご確認ください。

なお、みなし廃止措置につきましては、第一勘定設定期間（2014年～2017年）に対するNISA口座の廃止となるため、「非課税口座廃止通知書」は作成されません。

また、みなし廃止されたNISA口座を改めて開設される場合は、お取引店での手続きが必要となりますので、お客さまのマイナンバー確認書類および本人確認資料等（※2）をご用意のうえ、お取引店までご来店ください。

（※2）他の金融機関で2018年分以降のNISA枠が設定されている場合は、当該他の金融機関から発行される「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」の原本も必要となります。

その他、ご不明な点等がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以 上